

# 釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

## (目的)

第1条 このガイドラインは、本市の豊かな自然環境や生物多様性、優れた景観を将来の世代に継承していくため、太陽光発電施設の設置に関し必要な事項等を定め、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等)及びその付属設備で、出力10kW以上の発電施設(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10kW以上となる場合を含む。)をいう。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う事業をいう。
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 太陽光発電施設を設置する者及び太陽光発電施設の譲渡・承継を受けた者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (6) 希少な野生動植物 絶滅のおそれのある野生動植物のうち次のことをいう。
  - ア 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定する種
  - イ 国や地方公共団体が指定する天然記念物
- (7) 近隣住民 事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関係する自治会等の代表者をいう。

## (対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

## (法令に基づく手続等)

第4条 設置者は、太陽光発電施設の設置に当たって、太陽光発電施設設置に係る関係法令等の規制に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

## (設置するのに適当でないエリア)

第5条 設置者は、事業区域の全部又は一部が別表1「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設設置に係る関係法令等に該当するか

否かにかかわらず、当該計画が周辺の自然環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6条 設置者は、太陽光発電施設の設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 希少な野生動植物と優れた景観の保全に配慮すること。

ア キタサンショウウオ (*Salamandrella keyserlingii*) やチュウヒ (*Circus spilonotus*) をはじめとした事業区域に生息する希少な野生動植物の生息・生育状況の把握に努め、地域の有識者や専門家などに助言・指導を求め、希少な野生動植物の保全に向け適切な対策を講じること。

イ 主要な展望地、利用動線等からの眺望を阻害しないよう、眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討すること。

ウ 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の景観に支障をきたさないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。

エ 事業ごとの太陽光発電施設による影響だけでなく、一定の地域に複数の事業が集中する累積的影響についても考慮すること。

(2) 各種法令・ガイドライン等に適合した施設とすること。

ア 太陽光発電施設の構造は、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)等に基づき、各種技術基準に適合すること。

(3) 適切な運用・管理を行うこと。

ア 太陽光発電施設の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を講じること。

イ 太陽光発電施設の維持管理に必要な除草については、生息・生育する動植物保護のため、除草剤や殺虫剤、融雪剤、土壌硬化剤等の使用は控え、必要最小限度の草刈りに留めること。ただし、市街地においては近隣住民の生活に配慮した上で、除草等の環境整備に努めること。

ウ 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

エ 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、太陽光発電施設の廃止に伴う太陽光パネル等の撤去に要する経費等を計画的に調達・手配すること。

オ 太陽光発電施設を廃止する場合は、設置者の責任により、関係法令等に基づき速やかに撤去等の対応をすること。撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じて適切に事業区域を処理し、周辺の生活環境等に影響が及ばないように配慮すること。

カ 事業を譲渡・承継する場合は、把握している若しくは予想されうる運用・管理状況

及び廃止の条件等について、責任をもって引き継ぐこと。

(4) 適切な災害対策を講じること。

ア 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時等には、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。

イ 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかに対応できるよう関係行政機関等の連絡先を含めた緊急連絡体制を整備すること。

(5) 近隣住民との協調を保ち、周辺環境との調和を図ること。

ア 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、優れた景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に配慮した適切な対策を講じること。

イ 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、近隣住民の良好な生活環境を害することがないように、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等の必要な措置を講じること。

ウ 工事の際の工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、近隣住民から、さらなる安全確保についての要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(近隣住民に対する説明会等の実施)

第7条 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民に対する説明会等を実施し、事業内容(施設概要、設置工事計画、認定期間後の施設の方針等)や設置に伴う地域への影響とその対応、その他近隣住民の求める事項等を周知するものとする。この際、近隣住民から出された要望・意見等に対しては、書面で説明を行うなど誠意をもって対応するものとする。

(太陽光発電施設に係る届出)

第8条 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに、釧路市太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に事業区域の位置図や環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシートその他市長が必要と認める資料を添付し、市長に届け出るものとする。

2 設置者は、設置工事が完了したときには、完了した日から14日以内に釧路市太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

3 設置者は、届出対象太陽光発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡・承継・廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、釧路市太陽光発電施設変更・廃止届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

(報告)

第9条 市長は、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、このガイ

ドラインに定めるもののほか必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

1 このガイドラインは、令和5年7月1日から施行する。

2 このガイドラインの施行の日(以下「施行日」という。)から、令和5年8月29日までに工事に着手する太陽光発電施設における第8条第1項の「太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに」及び令和5年7月30日までに変更又は事業を譲渡・継承・廃止する太陽光発電施設における第8条第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。

3 このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めることとし、第8条第1項の規定は適用しない。

別表1 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア(区域の名称等)	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
自然公園法	国立公園のすべての区域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区 自然景観保護地区 記念保護樹木	自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
北海道自然環境等保全指針	すぐれた自然地域	優れた自然の特徴を有する地域であり、保護と利用に当たって特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域 (阿寒町布伏内周辺)	水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るための措置として、公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある。
農地法	甲種農地、採草放牧地、第1種農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設等を損傷させるおそれがある。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	景観計画重点区域 景観形成推進区域	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
釧路市景観条例	景観計画重点区域 景観形成推進区域	景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある。
釧路港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区(商港区、工業港区、特殊物資港区、漁港区、保安港区、修景厚生港区)	臨港地区内において分区指定されている区域にあっては、太陽光発電施設の設置は原則規制の対象となります。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な道民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
釧路市文化財保護条例	釧路市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な市民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域	津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、慎重な検討が必要である。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区	環境緑地として維持又は造成する必要がある。